

## 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、マイナンバーカードを用いた顔認証システムを使用しての受診が可能です。それに伴い電子的診療情報連携体制整備加算を算定します。

電子的診療情報連携体制整備加算	初診時	4点
	再診時	2点

※入院料における当加算は、加算2で届出を行っています。（DPCの係数評価）

患者さんの情報取得オンライン資格確認について、下記の整備を行います。

- ☑オンライン資格確認を行う体制を有します。
- ☑マイナンバーカードを活用し薬剤情報や特定検診等の診療情報を取得・活用します。



令和3年3月より、マイナンバーカードが  
**保険証として使えます。**



事前に登録するだけで利用できます！



詳しくは

マイナポータル



診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いします。

マイナンバーカード保険証は、1階の総合案内・1番窓口（伝票受付）・初診受付※にてご利用いただけます。 ※休日・時間外は防災センター